

品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 229 号

改正 令和 8 年 7 月 9 日 区長決定 要綱第 220 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護サービスを提供する事業者に対し、生活介護延長受入運営費助成事業（以下「本事業」という。）を行うことにより、延長受入れ可能な事業者数および利用者数の拡大を促進し、障害者の居場所の確保および介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

（助成内容）

第 2 条 この要綱の規定により行う助成内容は、法第 19 条の規定に基づき品川区（以下「区」という。）が支給決定または措置決定をしている者を対象として、午前 9 時から午後 5 時までを除く時間に施設内における受入れ（以下「延長受入れ」という。）を行った場合、事業者に対し、別表に定める項目の区分に応じ、当該別表に定める算定方法により算定して得た額を助成するものとする。

2 前項の規定は、法第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援と合わせて延長受入れを行う利用者については、対象としない。

（対象事業者）

第 3 条 本事業の助成対象事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- （1）法第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う事業者
- （2）区内に居住する利用者を受入れている事業者

（助成金の交付申請）

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める期限までに、生活介護延長受入運営費助成金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- （1）指定障害福祉サービス事業者指定通知書の写し
- （2）その他区長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第 5 条 区長は、助成金の交付申請があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、生活介護延長受入運営費助成金交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 実施状況報告

区長は、助成事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、事業の実施状況、経理状況およびその他必要な事項について報告を徴し、または検査を行うことがある。

(2) 是正のための措置

区長は、前号による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める交付の条件に適合しないと認められるときは、当該助成事業等につき、対象事業者に対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(3) 事故報告等

対象事業者は、助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由およびその他必要事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行命令等

ア 区長は、対象事業者が提出する報告書および地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の助成事業等が交付決定の内容およびこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、対象事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 対象事業者がアの命令に違反したときは、区長は、対象事業者に対し、当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、対象事業者が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、区長は、次号の規定により当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(5) 交付決定の取消し

ア 区長は、対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(ア) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(イ) 助成金を他の用途に使用したとき

(ウ) 助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

イ 区長は、アの規定により交付決定を取り消したときは、生活介護延長受入運営費助成金交付決定取消通知書（第3号様式）により、当該交付決定を取り消された対象事業者に対し通知するものとする。

(6) 助成金の返還

区長は、対象事業者に係る交付の決定の全部または一部を取り消した場合は、期限を定めて当該部分に係る助成金の返還を命じるものとする。

(7) 違約金

ア 対象事業者は、(5)により助成金の交付の決定の全部または一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合

で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
イ アの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（８）事情変更による届出

ア 対象事業者は、助成金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかに生活介護延長受入運営費助成金変更届（第４号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

イ 区長は、前項の提出があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、生活介護延長受入運営費助成金変更決定通知書（第５号様式）により通知する。

（９）他の助成金等の一時停止等

区長は、対象事業者が助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約金の全部もしくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務または、事業について交付すべき助成金があるときは、相当の程度においてその交付を一時停止し、または当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

（１０）関係書類の保管

対象事業者は、この助成金の交付に係る収入、支出その他関係書類を当該会計年度終了後５年間保存しなければならない。

（助成金の請求および支払い）

第６条 前条第１項の規定による助成金の決定通知を受けた対象事業者は、別に定める期限までに、生活介護延長受入運営費助成金請求書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

（１）介護給付費・訓練等給付費等明細書

（２）生活介護サービス提供実績記録票

（３）専門職配置加算の要件が確認できる書類の写し（出勤簿、タイムカード等）

（４）その他区長が必要と認める書類

２ 区長は、対象事業者からの請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、第２条第１項に定める額を助成する。

３ 前項の規定による助成金の請求受付は、年度２回行うものとする。ただし、助成金額について変更が生じた場合その他特段の事情が認められる場合は、この限りではない。

（委任）

第７条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和３９年品川区規則第４号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から適用する。ただし、改正後の規定は、同年 4 月 1 日以降に行った生活介護について適用するものとする。

別表（第 2 条関係）

項 目	単 価	算定方法	要 件
1 障害支援 区分 5・6	9, 0 0 0 円	単価 × 日数	障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成 2 6 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分命令」という。） 第 1 条第 6 号に規定する区分五および第 1 条第 7 号に規定する区分六に該当する利用者を支援した場合
2 障害支援 区分 4 以下	4, 5 0 0 円	単価 × 日数	区分命令第 1 条第 5 号に規定する区分四に該当する利用者を支援した場合 ※措置決定をしている利用者で障害支援区分がない利用者を含む。
3 送迎加算	2, 0 0 0 円	単価 × 片道毎	1 から 2 までの要件に該当する者について送迎の支援を行った場合
4 専門職配 置加算	1 1, 2 0 0 円（専 門職 1 人当たり）	単価 × 日数	重度障害者や医療的ケアを必要とする者などを受け入れるため、看護職員や作業療法士、理学療法士、言語聴覚士その他専門的な資格や知識を有する者が延長受入の時間帯に従事した場合
5 週 5 日 開設加算	1, 6 0 0, 0 0 0 円	単価 × 開設数	開設日数を週 5 日に拡大または実施する場合（1 所当たり 1 回に限る）

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

生活介護延長受入運営費助成金交付申請書

生活介護延長受入運営費助成について、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
助成申請予定期間	年 月 ～ 年 月（ 月分）
申請予定額	円
(内訳)	
添付書類 （１）指定障害福祉サービス事業者指定通知書の写し （２）その他区長が必要と認める書類	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

生活介護延長受入運営費助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった生活介護延長受入運営費助成金の交付について、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

☐ 交付

1 交付決定金額

円

（内訳）

2 助成の条件

品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第2項に定める事項を条件として交付する。

☐ 不交付

（理由）

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長

印

生活介護延長受入運営費助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で決定した生活介護延長受入運営費助成金交付については、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第2項第5号に該当するため、交付決定を取り消したので通知します。

記

1 事業所名

2 交付決定の取消事由（要綱第5条第2項第5号）

- （ア） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- （イ） 助成金を他の用途に使用したとき
- （ウ） 助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

第 4 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

生活介護延長受入運営費助成金変更届

生活介護延長受入運営費助成について、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第 5 条第 2 項第 8 号の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更後申請予定額	円
(内訳)	
添付書類 変更に係る書類一式	

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

生活介護延長受入運営費助成金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった生活介護延長受入運営費助成金の変更について、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第2項第8号の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

☐ 交付

交付決定金額（変更）

円

（内訳）

第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

生活介護延長受入運営費助成金請求書

年 月 日で交付決定のあった品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
請求額	円
(内訳)	
添付書類 (1) 介護給付費・訓練等給付費等明細書 (2) 生活介護サービス提供実績記録票 (3) 専門職配置加算の要件が確認できる書類の写し（出勤簿、タイムカード等） (4) その他区長が必要と認める書類	